

生活保護のしおり

——— 生活保護を利用される方に ———



生活保護の利用は国民の権利です。

この「しおり」には、生活保護を利用される上で大切なことが書いてありますので、必ず読んでください。

生活保護の制度についてわからないことがあれば、担当のケースワーカーにお尋ねください。

生活保護法の2つの目的

生活保護法は、次の2つの目的をもっています。

- ① 最低限度の生活の保障
- ② 保護をうけられている方の自立

「自立」とは経済的な自立のほかに、社会生活の自立や日常生活の自立も含むとされています。

利用者の権利は

- ① 条件を満たせば、全ての方が必要に応じた生活保護を利用できます。
- ② 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなることはありません。
- ③ 支給された保護費に対して課税されたり、差押えを受けることはありません。

※生活保護の決定（変更、停止、廃止等）は文書でお知らせします。
※決定の内容に不服があるときには、その決定を知った日から3か月以内に県知事に対して審査請求ができます。

利用できる内容

8種類の扶助（給付）があり、厚生労働大臣が定める基準によって支給されます。

- ① 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用
- ② 住宅扶助 家賃などの住まいの費用（ローンの返済は含まれません）
- ③ 教育扶助 義務教育（小・中学校）の費用
- ④ 医療扶助 病気の治療等にかかる費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- ⑥ 出産扶助 出産に要する費用
- ⑦ 生業扶助 高校修学や資格取得のための費用
- ⑧ 葬祭扶助 お葬式の費用

※①から⑧のほか、就労して保護が不要になる場合や、大学進学の際にも給付があります。

※毎月の定例的な給付のほか、臨時に費用が必要となる場合にも給付可能なメニューがありますので、事前に相談してください。（紙おむつ代、通院等の交通費、入学準備金、保護開始時等の被服・布団代など）

利用者の義務は

- ① 生活向上に向けた努力をする
働ける方は働いて収入を得るよう努めてください。
病気やけがで働けない方は必要な受診をし、治療に努めてください。
- ② お金を目的に沿って計画的に使う
生活保護は、あなたの世帯の収入と、毎月支給される保護費で生活を保障する制度です。世帯の収入と保護費の支給日等を考えて、計画的にお金を使うようにしてください。
住宅の家賃、給食費や教材費などは、それぞれの目的で支給されているものですので、滞納などがないようにしてください。
- ③ 生活保護法に基づく指導・指示を守る
福祉事務所から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指導・指示を受けたときには、守らなければなりません。
- ④ 収入や生活の変化について届け出る（詳しくは下欄参照）

※暴力団員は生活保護を利用することができません。

届け出てください

生活保護は、公費で最低限度の生活を保障する制度です。
利用者の皆様が公平に保障を受けるため、生活の状況に下記のような変化があるときには福祉事務所に届け出てください。

- 例）
- ・資産の状況に変化があるとき（保険契約、債務整理、遺産相続など）
 - ・収入の状況に変化があるとき（例月の給与、賞与、年金、手当、生命保険等の給付、交通事故の慰謝料、養育費、仕送りなど）
 - ・住所が変わるとき（転居などについては事前に相談してください）
 - ・家族に変化があったとき（世帯員の増減、結婚、入退学、事故など）
 - ・就職や離職したとき
 - ・入院・退院をしたとき
 - ・健康保険の資格を取得・喪失したとき
 - ・家賃などが変更されるとき
 - ・自宅を長期に留守にするとき

※上記は一部の例であり、生活状況や資産・収入に変動があれば全て届け出てください。（貸付金や個人的な借金なども含みます）

※正しく届出を行えば、収入の種類によって控除が受けられる場合があります。

〔控除：収入から一部を差し引いて手元に残すこと。高校生のアルバイトなどについては特に広範囲で認められることがあります。〕

※収入の種類によっては、保護費の返還が生じることがあります。（年金の遡及受給など）

病気になったとき

- ① 町村役場（又は福祉事務所）に「保護変更申請書」（傷病届）を提出し「診療依頼書」を受け取ってください。
- ② 「診療依頼書」に記載の医療機関の窓口で「診療依頼書」を提出して受診してください。
- ③ 急病などで手続きができない場合には、町村役場等に電話で連絡してください。
- ④ 通院に交通費が必要な場合には申請ができます。ケースワーカーにご相談ください。

※ 「国民健康保険証」をお持ちの方は、役場に返してください。
使用可能な場合は、原則としてジェネリック医薬品を使用させていただきます。

保護費の支給について

- ① 毎月はじめに指定の銀行口座に振り込みます。
- ② 役場の窓口で現金支給する場合には事前に連絡があります。

その他の援護

次のような制度が利用できます。町村役場等に申し出てください。

- ① 国民年金は掛金が免除されます。
- ② 保育料は免除になります。
- ③ 町村・県民税、固定資産税は免除される場合があります。
- ④ NHKの放送受信料は免除になります。

◎詳しくは、下記の福祉相談センター又は現在お住まいの町村役場にお尋ねください。

県尾張福祉相談センター地域福祉課	電話番号	東郷町、豊山町
	052-961-7211	大口町、扶桑町
県海部福祉相談センター地域福祉課	電話番号	大治町、蟹江町
	0567-24-2111	飛島村
県知多福祉相談センター地域福祉課	電話番号	阿久比町、東浦町
	0569-22-3939	南知多町、美浜町 武豊町
県西三河福祉相談センター地域福祉課	電話番号	幸田町
	0564-23-1211	
県新城設楽福祉相談センター地域福祉課	電話番号	設楽町、東栄町
	0536-22-2203	豊根村